

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (9)			
日 時	平成 2 9 年 5 月 2 5 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 1 時 5 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	前田委員長、酒井（隆裕）副委員長、秋元・千葉・酒井（隆行）・濱本・面野・林下・新谷各委員		
説明員	市長、副市長、総務部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に酒井隆行委員、新谷委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。松田委員が秋元委員に、斉藤委員が千葉委員に、佐々木委員が林下委員に、小貫委員が新谷委員にそれぞれ交代いたしております。

継続審査案件を議題といたします。

これより総合的な計画の策定等に関する条例案に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は民進党、自民党、公明党、共産党の順といたします。

民進党。

○林下委員

◎総合的な計画の策定等に関する条例案について

それでは初めに、第 6 条に関連して伺います。

まず、審議会委員の定数についてですが、我々としては、審議会委員に市議会議員を加えるべきと思っております。仮に定員が 30 名のまま、市議会議員を審議会委員に加えた場合、想定している委員構成から外れることになるのは誰になりますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

想定としましては、前回比較的人数の多かった、第 2 号の「民間諸団体」や、第 4 号の「審議会の審議への参画を希望する市民」の部分で調整することになると思われま

○林下委員

続きまして、第 2 項第 2 号の「民間諸団体から選出された者」ですが、市が想定する民間諸団体とはどのような団体でしょうか。また、参画してもらう団体を検討する際には、第 6 次計画のときに参画した団体を踏襲するのですか、それとも外される団体があるのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

想定としましては、第 6 次総合計画策定時の委員構成も参考に、経済・福祉・教育など、まちづくりに関わる各界各層から、幅広く検討していくことになろうかと考えております。具体的にどの団体に参画をお願いするのは、まだ決まっておりません。

○林下委員

まだ決まっていないということですが、今回の条例案の提出にあたり、参画してもらう団体について具体的な議論は行っていなかったのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

条例案を提出するときに、参画してもらう団体についての具体的な議論までは行っておりません。

○林下委員

審議会に参画する団体の公共性が担保されなければなりません。民間諸団体という表現ではあまりにアバウト過ぎるのではないのでしょうか。もう少し効力のある、実効性の高い文言に置きかえたほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

そのような考え方もあろうかと思いますが、条例案としましては、民間から幅広く選びたい、という考えのもと、現行の総合計画審議会条例に倣い、「民間諸団体」という表現としたものでございます。

○林下委員

例えば「民間諸団体」を「公共的団体等」と置きかえた場合、第 6 次計画のときに参画した団体の中で選出にあたっての根拠が説明できなくなる団体はありませんか。

○（総務）企画政策室品川主幹

「公共的団体等」という用語は、経済・福祉・教育・文化・スポーツ団体、青年団、婦人会など、公共的な活動を営むものはすべて含まれる、という考え方が行政実例で示されております。

第 6 次総合計画の審議会に参画した団体は、全て公共的な活動をしている団体と考えられますので、選出根拠が説明できなくなる団体はないと考えております。

○林下委員

「選出された者」という文言についてですが、「選出」という表現では、組織によっては議決を求めることになりかねないので、例えば「推薦された役職員」という文言のほうが適切ではないかと思いますが、そうした場合、何か問題点はありますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

「推薦された役職員」という文言にした場合の問題点は、特にございません。

○林下委員

次に第 4 項ですが、文言の中にある「市民」の定義とは何でしょうか。また、まちづくりエントリー制度で選ばれた市民も加わることもなると思いますが、エントリー制度で選ばれた市民は第 5 号の「市長が必要と認める者」に該当するという点によろしいですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

ここで言う「市民」は市内に住所を有する者をあらわします。通勤・通学者等も含む自治基本条例上の「市民」ではありません。

また、エントリー制度で選ぶ場合は、第 5 号の「市長が必要と認める者」ではなく、第 4 号の「審議会の審議への参画を希望する市民」に該当するという考えであります。

○林下委員

次に、今回の条例案では、審議会条例で規定されていた分科会の規定がありません。第 12 条を読むと、設置できる条項にはなっていますが、なぜ今回の条例案では分科会の設置を直接規定しなかったのですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

分科会は、諮問した事項について、効率的に審議できるよう、専門的分野に分かれて審議するために設置するものですが、条例案では、諮問された事項について、どのような体制で審議するかは、審議会において決定すべきものであるという考えのもと、第 12 条で、審議会の運営事項として委任することとしたものですので、審議会が必要と判断した場合には、分科会の設置は可能となります。

○林下委員

最後に第 14 条に関連して伺います。

条文に括弧書きで「軽微な変更を除く」とありますが、「軽微な変更」とは何を想定しているのですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

「軽微な変更」とは、文言修正のことを想定しております。

○林下委員

「軽微な変更」は、文言の修正のことを想定していますというお答えですけれども、仮に条文から「軽微な変更を除く」を削除した場合、何か重大なデメリットはありますか。

○(総務) 企画政策室品川主幹

重大というほどではありませんが、文言修正レベルの変更の必要が生じた際に、過重な手続となり、スピード感が損なわれることが懸念されます。

○林下委員

第15条の公表に関する条文には「軽微な変更を除く」とうたわれていませんが、第14条で「軽微な変更を除く」とうたわれていることをもって、それが第15条に準用されることはありませんか。

○(総務) 企画政策室品川主幹

第14条の「軽微な変更を除く」は、第15条に準用はされません。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

自民党に移します。

自民党。

○濱本委員

ありません。

○委員長

酒井隆行委員もよろしいですか。

○酒井(隆行) 委員

ありません。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

公明党。

○千葉委員

ありません。

○委員長

秋元委員もよろしいですか。

○秋元委員

ありません。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

共産党。

○酒井(隆裕) 委員

ありません。

○委員長

新谷委員もよろしいですか。

○新谷委員

ありません。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 09 分

再開 午後 1 時 44 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

千葉委員外 3 名から別紙お手元に配付のとおり、修正案が提出されております。

提出者から、趣旨の説明を求めます。

○林下委員

自由民主党、公明党、日本共産党、民進党の 4 会派を代表し、平成 29 年第 1 回定例会議案第 24 号「小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案に対する修正案」の提案説明を行います。

修正内容は、第 4 条の「市長」を「市」に改め、第 6 条第 1 項の「30 名以内」を「35 名以内」に改め、同条第 2 項の「審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する」を「市長は、次に掲げる者を審議会の委員に委嘱する」に改め、同項各号の部分において第 2 号の「民間諸団体から選出された者」を「公共的団体等から推薦された役職員」に改め、第 3 号の規定を第 5 号に、第 4 号の規定を第 3 号に、第 5 号の規定を第 6 号にそれぞれ規定し、「市議会議員で議長が推薦する者」を第 4 号に規定するものです。

修正理由については、まず第 4 条ですが、総合計画が、市民など多くの人たちの参画によって策定されるものということ、そして自治基本条例にうたわれている「市民、議会及び市による協働」という原則を考えた場合、策定主体はあくまで「市長」ではなく、地方公共団体としての「市」と考え、改めるものであります。

次に第 6 条です。まず第 2 項についてですが、これから実際にこの条例を用いて総合計画の策定作業を行っていく市長や市には、運用に当たり一定の裁量を持つことが必要なことは認めつつも、一方で、森井市長に限らず時の市長による恣意的な運用は断じて認められないものであります。そこで、条文に掲げた者を必ず委嘱しなければならないようにすることで、審議会が恣意的に偏向した委員構成になることを防ぐものであります。

次に第 2 項第 2 号の「民間諸団体」を「公共的団体等」に改める部分ですが、総合計画の策定に参画する団体には公共性が求められるところではありますが、原案の「民間諸団体」という表記では、公共性を必要としているのかが曖昧で、利益団体が参画できる余地があると危惧されることから、より参画する団体に公共性を求める表現に改めるものであります。

また、「選出されたもの」から「推薦された役職員」と改めることについてです。平成 27 年 9 月 17 日の総務常任委員会において、森井市長が北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議の委員について商工会議所の人選に介入するよう原課に指示していたことが明らかになっております。結果的に商工会議所が森井市長の望む人選をしなかったためかどうかはわかりませんが、商工会議所は同会議に委員として参画できませんでした。このことから第 6 条第 2 項のところ述べたことと同様に、市長が公共的団体等の人選に介入し恣意的な人選を行うことを防ぎ、公共的団体等の自主的な人選を担保するための修正が必要であり、条文を改めるものであります。

次に、審議会委員に市議会議員を加えることにつきましては、第 4 条でも述べたとおり、総合計画の策定は地方公共団体としての「市」によって行うべきものであることから、地方自治における二元代表制の一翼を担い、また

自治基本条例においても「市民」や「市」と協働してまちづくりを行う責任をもつ市議会議員の参画は必要であると考え、加えたものであります。また、条文において「議長が推薦した者」としたことにつきましては、公共的団体等のところで述べたことと同様に、市長が人選に介入し恣意的な人選を行うことを防ぐとともに、市議会として自主的に責任のある人選が行えることを担保するものであります。

次に、第 6 条第 1 項の委員定数を「30名以内」から「35名以内」とすることについてですが、議論の中では、審議会の委員構成の内訳はまだ決まっていないというような答弁がありましたが、時期的なことに鑑みると市として大枠の考えはあるものと推測はできます。定数を変更しないまま審議会に市議会議員が参画した場合、市側が審議会への参画を検討していた方が外れることとなります。同じ議論の中で市側は「より多くの市民に入ってもらいたい」旨の答弁をしていましたが、議会側としてもその趣旨には賛同できるものであり、議員の参画によりその枠が削減されることは議会としても不本意であることから、委員構成に市議会議員を追加することによる影響を最小限にするため、定数を「35名以内」と増加させる修正をするものであります。

最後に、「市議会議員で議長が推薦する者」の追加を含めた第 6 条第 2 項第 3 号以下の各号についてであります。総合計画は市長や市、議会のために策定するものではなく、市民のために策定するものであります。よって市民が主となって策定していくということを条例上でも明確にすべきと考え、掲げる順番を修正するものであります。

以上が、修正案の提案説明となりますが、修正案の検討に当っては、もっと大幅な修正をすべきとの意見もありました。しかし、修正箇所が多くなるということは、条例を実際に運用する市長や市を過剰に束縛することになるという意見もあり、最終的には、市側の恣意的な運用を防止するための最低限の修正とすることといたしました。

総合計画は今後10年にわたり、小樽市が進むべき方向を定める最重要の計画であります。市長及び市には、この議会の判断を裏切ることなく適切に本条例を運用し、市民、議会と協働しながら、真に市民のためとなる総合計画を策定するよう、切に願うものであります。

以上、修正案提出に当たっての趣旨説明といたします。

○委員長

質疑、討論を省略し、これより順次、採決いたします。

まず、平成29年第1回定例会議案第24号に対する修正案について採決いたします。

可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、修正案は可決されました。

次に、平成29年第1回定例会議案第24号のうち、ただいま修正可決した部分を除く原案について採決いたします。修正可決部分を除く原案については、可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言、御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、酒井隆裕副委員長をはじめ委員各位と、説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。